

## 家庭的保育事業の設置基準概要

項目	概要	
基本事項について		
保育年齢	0歳から2歳まで	
定員	3人から5人まで（定員内訳 0歳≦1歳≦2歳） ※保育する乳幼児は市の利用調整により決まります	
実施場所	家庭的保育者の居宅又は借家（原則1階にあること）	
開所時間	午前8時30分から午後4時までを含む連続した8時間以上	
休所日	日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで） ※土曜日の休所については市と協議	
設備基準について		
保育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の部屋を設けること</li> <li>・必要面積は乳幼児1人あたり3.3㎡以上</li> <li>・採光、照明及び換気の設備を有すること</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生的な調理設備と便所（便器は幼児が使用できるもの）の設置</li> <li>・火災報知器と消火器の設置</li> </ul>	
屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、同一敷地内の庭（代替園庭可）</li> <li>・満2歳以上の幼児1人あたり3.3㎡以上</li> </ul>	
運営基準について		
職員	配置	定員問わず、家庭的保育者と家庭的保育補助者がともに保育することが必須
	家庭的保育者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士、看護師、幼稚園教諭のいずれかの有資格者</li> <li>・満60歳以下（満65歳の年度末まで事業継続可）</li> <li>・以下の研修を受講し修了できる方               <ol style="list-style-type: none"> <li>①「認定研修」（保育士は不要）</li> <li>②「子育て支援員研修地域保育コース〈地域型保育〉」</li> </ol> </li> </ul>
	家庭的保育補助者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満60歳以下（満65歳の年度末まで従事可）</li> <li>・「子育て支援員研修地域保育コース〈地域型保育〉」を受講し修了できる方</li> </ul>
	調理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用乳幼児が4人以上の場合は必置（給食を外部搬入する場合を除く） （利用乳幼児が3人以下の場合は家庭的保育補助者との兼務可）</li> </ul>
給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、自園調理（連携施設などからの外部搬入も可）</li> </ul>	
連携施設の確保	<p>家庭的保育事業者は以下の事項に係る連携協力を行う保育所、認定こども園又は幼稚園を確保する必要があります</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①保育内容の支援（園庭開放、合同保育など）</li> <li>②代替保育の提供（職員の応援など）</li> <li>③卒園後の受け皿（卒園児の進級先）</li> </ol>	